

週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休2日工事を本要領により実施する。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 現場作業が短期間（1ヶ月程度未満）で完了する工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が求められるなどの理由により、事業主管課と協議が整わなかった工事*
※早期供用が求められる工事、出水期等施工時期が限定される工事など
- (3) 営繕工事施行事務規程に基づき施行する工事

3. 週休2日の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所（休日）は、土日に限定しない。祝祭日を現場閉所とした場合も休日を含む。悪天候で現場作業ができないときは、当日の作業開始前までに現場閉所と判断した場合は休日扱いとする。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- 工場製作のみを実施している期間・工事全体を一時中止している期間
- 空港事業（「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事）の場合は、空港の運用制限により作業が中止となった期間
- 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間*
※受注者の責によらず発注者の指示により現場作業を余儀なくされる期間など

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 実施の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、特記仕様書により本要領の対象工事であることを明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

(2) 受注者は、週休2日を希望する場合、工事着手までに工事打合簿により監督員に申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(3) 受注者は、施工計画書に週休2日確保を考慮した計画工程表を添付し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者は、休日の確保状況を実施工程表、工事日誌等により監督員に報告することとする。

(5) 発注者は、4週8休の達成状況に応じて、必要な費用の計上、工事成績評定での加点を行うものとする。

5. 必要な費用の計上

別紙1による。

6. 工事成績評定の加点

和歌山県県土整備部工事成績評定要領による。

7. 週休2日の確認方法

(1) 休日の確保状況は、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。

(2) 28日(4週)を1期間として1期間単位で期間内に8日間の現場閉所日があることを確認する。

8. 対象期間における週休2日の評価方法(別紙2参照)

(1) 上記7.(2)の各期間における現場閉所日数(ただし、8日以上は8日とする。)を平均し、上記3.(2)の対象期間における4週あたりの休日確保日数とする。

(2) 費用の計上に伴う変更契約等に時間を要することから、工事着手日から現場完成日直前の1期間の末日までを対象に評価するものとする。

9. その他

(1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

<p style="text-align: center;">「週休2日工事に取り組んでいます」</p> <p style="text-align: center;">この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。</p> <p>現場閉所予定</p> <p style="text-align: center;">○月○日、○日、○日・・・</p> <p style="text-align: center;">原則○曜日、○曜日 など</p> <p style="text-align: right;">発注者 ○○振興局建設部</p> <p style="text-align: right;">受注者 ○○建設株式会社</p>

- (2) 受注者は対象外の他の現場も含め休日とすることが望ましいが、他の現場も含めた休日確保の確認は困難なため、対象外の他の現場の休日については努力義務とする。
- (3) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。
- (4) 4週8休を達成できなかった場合、工事成績評定において減点評価は行わない。

附 則

- この要領は、平成31年1月1日から適用する。
- この要領は、令和元年6月20日から適用する。
- この要領は、令和2年8月1日から適用する。
- この要領は、令和3年7月15日から適用する。
- この要領は、令和4年7月15日から適用する。

○必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について各事業毎に定める補正係数により補正し変更契約を行う。

○土木工事(空港事業、港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.04	1.03

○空港事業(「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.03	1.02	1.01
現場管理費	1.04	1.03	1.01

○港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	—	—
機械経費 (賃料)	1.04	—	—
共通仮設費	1.02	—	—
現場管理費	1.03	—	—

○土木工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数
 (港湾工事については、4週8休以上達成のみ適用)

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上、 4週8休未満	4週6休以上、 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

○港湾工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05

○週休2日の確認および評価方法の例

現場着手日から評価の対象とする。
現場着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
現場閉所 休日②	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22

現場着手日までは対象外

○1期間目
⇒ 4週7休

○2期間目
⇒ 4週8休

年末年始6日間は対象外

○3期間目
⇒ 4週9休
4週8休
(8休以上は8休とする)

○4期間目
⇒ 4週8休

○5期間目
⇒ 4週7休

○6期間目
⇒ 4週5休

○7期間目
⇒ 4週7休

現場完成日直前の1期間の末日以降は評価対象外

現場完成日直前の1期間の末日までを対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理のための測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

○各休日達成状況の平均を全期間を通じた達成状況とする。
 $(7 + 8 + 8 + 8 + 7 + 5 + 7) / 7 = 7.14$
⇒ 達成状況は4週7日以上4週8休未満とする。